

### Q3 笠松町に『ふるさと納税』するには、どのようにすればいいの？

A3 おおきく4つの申込方法があります。

1. クレジットカード決済による申込。
2. 笠松町ホームページの『Web申込みフォーム』による申込。(後日、振込用紙を郵送します)
3. 郵便局(ゆうちょ銀行)の申込書を兼ねた「払込取扱票」で申込。
4. 「かさまつ応援寄附金(ふるさと納税)申込書」を提出。  
役場窓口へ持参、または、郵送(現金書留も可能)、ファックス、Eメールで申込。

詳しくは、笠松町ホームページをご覧ください。  
ご不明な点は、お気軽にお電話ください。

### Q4 笠松町に寄附すると、お礼の品はあるの？

A4 ご寄附いただいた皆さんに感謝の気持ちを込めてお礼の品「ふるさとかさまつ宅配便」をお届けします。5,000円以上のご寄附で1品(1ポイント分)、1回の申込みで最大2万円で4ポイント分をお届けします。寄附回数や寄附金額に制限はありません。いつでも、何度でも申込みいただけます。お礼の品「ふるさとかさまつ宅配便」は73品で、町内の43のパートナー事業者様にご協力いただいています。(引き続き、パートナー事業者の募集をしています)

### Q5 笠松町民は、笠松町に「ふるさと納税」できるの？

A5 できます。笠松町民の方が笠松町に寄附しても、町民税は減額されます。町の収入を見ると、町民税の減額分以上に、寄附によって増える収入のほうが大きくなります。また、お礼の品はご寄附に対するお礼として、笠松町民の皆さんにもお届けします。なお、住民税や所得税が課税されていない方は、税金の軽減の対象にはなりません【笠松町を応援したい】という気持ちを叶える制度ですので、どなたでもご寄附いただくことができます。

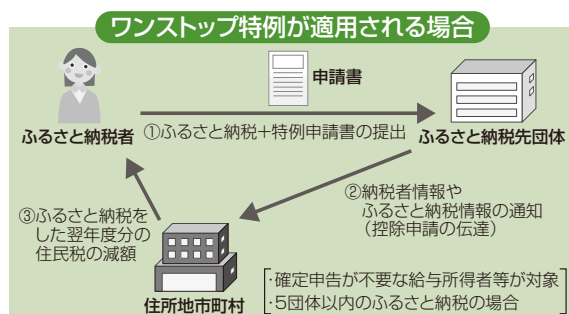
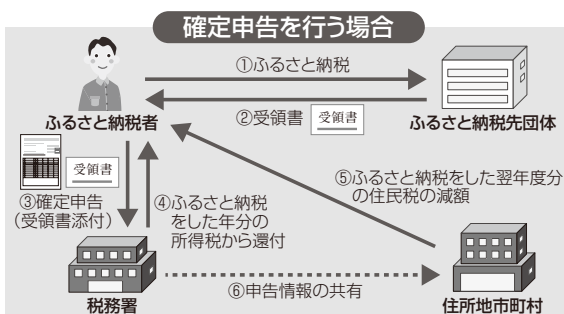
### Q6 所得税と住民税が減額されるのは、どんな手続きが必要ですか？

A6 税金を減額(控除)するには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要です。ただし、確定申告が不要な給与所得者などの方は、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先の団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられます。(ワンストップ特例制度)

住民税特例分は、**個人住民税所得割額の2割が限度**です。

平成27年分以降の寄附		寄附金							
確定申告の場合	ワンストップ特例を利用した場合 ※所得税分と住民税基本分はありません。								
<table border="1"> <tr><td>所得税分</td></tr> <tr><td>住民税基本分</td></tr> <tr><td>住民税特例分</td></tr> <tr><td>自己負担額2,000円</td></tr> </table>	所得税分	住民税基本分	住民税特例分	自己負担額2,000円	<table border="1"> <tr><td>町民税減額分 控除額全体の5分の3</td></tr> <tr><td>県民税減額分 控除額全体の5分の2</td></tr> <tr><td>自己負担額2,000円</td></tr> </table>	町民税減額分 控除額全体の5分の3	県民税減額分 控除額全体の5分の2	自己負担額2,000円	
所得税分									
住民税基本分									
住民税特例分									
自己負担額2,000円									
町民税減額分 控除額全体の5分の3									
県民税減額分 控除額全体の5分の2									
自己負担額2,000円									
控除額	控除額								

確定申告を行わない給与所得者などが「ふるさと納税」をした場合に、①の寄附金控除の申請を、寄附した自治体に依頼して代行してもらえる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。ただし、ふるさと納税で寄附する自治体数が「5自治体まで」に限られます。



【問合せ先】企画課 ☎388-1113